

市民経済委員会委員長報告書

令和8年10月6日

市民経済委員会に付託されました議案4件、請願1件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、請願第1号「地域経済を支える小規模事業者等へのインボイス制度の影響把握を求める請願書」について報告します。

本件は、流山市に、インボイス制度が市内の中小企業・小規模事業者・個人事業主・フリーランスに与えている影響について、流山商工会議所、関係団体と連携し実態把握に努め、把握した実態を踏まえ、小規模事業者等の事務負担・税負担・取引上の不利益の軽減に向け必要な支援策を検討し、国に対して「インボイス制度による小規模事業者等への影響を検証し、2割特例を含む負担軽減措置の継続・拡充・免税事業者との取引継続に係る経過措置の拡充、ならびに制度の必要な見直しを求める意見書」の提出を求めるものです。

なお、本件は第2回定例会において本委員会に付託され、さらに調査、研究する必要があったことから、閉会中の継続審査となったものであります。

当日は、参考人を招致し、意見聴取を行いました。

また、本件については、項目別採決を希望するとの意見があり、項目別採決について諮ったところ、5対1をもって項目別採決することに決定したことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

参考人からは、単なる申告手続きの問題ではなく、消費税を上乗せした金額で実際に取引できるのかという、商いの土台に関わるとの指摘があった。建築業、電気工事業などの技術職は、仕入れや外注といった控除すべき経費がほとんどなく、売上そのものが課税ベースになるという実態も報告された。粗利から経費を引いて消費税を捻出するという構造が、そもそも成り立たない業種があるということが分かった。

さらに深刻なのは、制度を適正に運用する仕組みが整わないまま、小規模事業者だけが追い詰められている状況である。建設業では、一人親方などが内容を十分説明を受けないまま、13桁の番号を書かせて登録させてしまうという証言があった。また、申告書もe-Taxの通知も届かないまま、申告義務があること自体を

認識せずに過ごし、いきなり無申告を指摘されるということ、現在、高齢化が進み圧倒的に不足している、宝である人材の建設技術者や一人親方にしわ寄せが起きていることが、非常に問題だと考える。実際、市の調査でも「わからないため活用していない」との回答が40.9%にのぼり、規模の小さい事業者ほどこの傾向が強くなっている。参考人の証言にあった建設業の48%という数字は、このリスクの大きさを裏付けるものと考えられる。

流山市は女性の創業・就業を後押ししてきた。価格転嫁が十分に行われない中でインボイス対応の事務負担増は、税負担もあるが、子育てに充てるべき時間そのものを圧迫しかねないリスクも想定される。本請願が求める事務負担・税負担・取引上の不利益の軽減は、本市の創業支援・両立支援の方向性と矛盾せず、むしろその実効性を高めるために重要な視点である。制度の是非への評価は分かれても、本市の施策との整合性を図る観点から、実態調査に取り組む意義は大きいと考える。

2 不採択の立場で討論する。

まず、小規模事業者や個人事業主が、制度への対応に伴い、事務負担や税負担などについて様々な苦労をされていることは認識しており、その負担に配慮し、必要な支援を検討していくことは重要であると考えられる。また、市内事業者が実際にどのような影響を受けているのかを把握することも、今後の支援策を検討する上で大切なことである。

本請願の趣旨には理解できる部分があり、小規模事業者や個人事業主への配慮が必要であることについては同じ認識である。しかし、国において令和8年度税制改正が成立し、3割特例や7・5・3割控除など、新たな負担軽減措置が既に決定され令和8年10月から施行される。

従って、現時点ではまず新たな制度の運用状況と市内事業者への影響を見極めることが必要であり、第3項について、現在の状況を踏まえ国への意見書提出を求めることは慎重であるべきと判断した。

がありました。

採決の結果、第1項については5対1をもって、採択すべきものとし、第2項については5対1をもって、採択すべきものとし、第3項については4対2をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、議案第66号「令和7年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」について報告します。

本案は、歳入は保険料改定により国民健康保険料収入額は増加したものの歳入総額は前年度を下回り、歳出についても保険給付費等の減少により前年度を下回り、

歳入総額 1 4 3 億 6, 7 8 7 万円に対し、歳出総額は 1 4 2 億 8, 0 1 0 万 8 千円で、差引き 8, 7 7 6 万 2 千円の実質収支額を令和 8 年度へ繰り越した令和 7 年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

都道府県単位で国民健康保険事業の運営を行う考え方は理解できるものの、千葉県が国民健康保険事業を運営することについて、東葛地域は過度な負担を強いられる。国民健康保険料だけではなく、介護保険料、後期高齢者医療への支援分など、純粋な国民健康保険部分以外にも負担は増大している。現役世代にとって、社会保険料は可処分所得を減らす大きな要因で、保険料というよりも福祉に関する税金と解釈できるといった論点はこれまでと変わらない。

財源確保が厳しい中、担当部局としては一般財源からの繰入れを最大限少なくして、独立採算制を維持することに注力し、健康施策と連動しながら医療費を減らす事業を展開し、市民からの苦情と千葉県からの圧力に挟まれ辛い板挟み状態が加速しているなど、与えられた条件の中で引き続き予算編成から決算に至るまで、やれるだけのことは全部やったといえるだけの材料は持ち合わせていると判断する。

2 2 点要望し、賛成の立場で討論する。

国保料賦課収納事業については、被保険者の負担に配慮しながら収納率の向上に努めていること、また、納付が困難な方への丁寧な相談対応を行っていることを高く評価する。引き続き負担能力に応じたきめ細やかな対応に努められたい。

特定健康診査等事業については、受診勧奨をはじめ、受診率向上に向けた取組を進めていることや、重複服薬の適正化や人間ドック・脳ドックへの助成など、疾病の早期発見や医療費適正化につながる取組を進めていることを高く評価する。

これらの取組を今後も継続して充実させることを期待し、被保険者が安心して国民健康保険制度を利用できるようにするためにも、健康づくりや疾病の早期発見、将来の医療費適正化につながる取組を、一層推進することを要望する。

3 1 点要望し、賛成の立場で討論する。

令和 7 年度決算では、課題であった一般会計からの赤字繰入、法定外繰入が大幅に圧縮された。これは、後期高齢者支援金分を中心とした保険料改定、被保険者所得の上昇、所得割の設定強化との連動、国・県補助金、保険基盤安定負担金等の増加、県への事業費納付金の減少という複数の要因が重なった結果であり、独立採算という特別会計の原則に着実に近づく決算内容として評価する。

一方で、保険料改定により、現役の子育て世代では年間約 1 0 万円弱の負担増が

生じており、赤字解消の裏側で現役世代の負担が重くなっている点は留意すべき課題である。以上を踏まえ、令和7年度決算は、赤字繰入の圧縮という財政健全化の成果が明確に表れたものであり、現役世代の負担軽減という課題は今後の議論に委ねることを要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第64号「令和8年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について報告します。

本案は、令和7年度決算額の確定に伴う繰越金や、医療給付費分事業納付金の追加など所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ5,102万2千円を増額し、147億5,384万8千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第67号「令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」について報告します。

本案は、後期高齢者医療広域連合納付金の増加により歳入歳出とも前年度を上回り、歳入総額35億9,029万4千円に対し、歳出総額33億5,025万9千円で、差引き2億4,003万5千円の実質収支額を令和8年度に繰り越した令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

現役世代で、国民健康保険料を支払いながらも後期高齢者負担分を支払う立場である。社会保障費増大の要因として、医療・介護分野のすみ分けと情報共有、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者負担分、徴収の方は一元化しているのに、サービス分野では、まだやや縦割りの弊害が残っている感がある。サービスを受ける側のニーズとサービスを供給する側の論理にずれがややある、といった大きな課題がある。

いずれもすぐに答えが出てくるわけではない、民主主義のプロセスとして議論に時間がかかることもあり、今回は論点のみ指摘する。

2 賛成の立場で討論する。

後期高齢者医療制度は、被保険者保険料約1割、現役世代支援金約4割、公費約5割で支えられており、高齢化に伴う給付費増加は現役世代負担の増加に直結する

構造にある。国は高齢者負担率の引き上げ、11.72%から12.67%により負担バランスを調整しており、今後も能力に応じた負担のあり方の議論を注視していく必要がある。

令和7年度決算は、こうした制度のもと広域連合納付金の納付など必要な事務が適正に処理されたものである。

3 1点要望し、賛成の立場で討論する。

後期高齢者医療制度の被保険者数が年々増加している中、資格確認書等の引渡しなどの事務を適正に執行していることを確認した。

本市における1人あたり医療費が増加傾向にあるため、引き続き、保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費適正化に向けた取組を実施することを要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第65号「令和8年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について報告します。

本案は、令和7年度決算額の確定に伴う繰越金や、後期高齢者医療広域連合納付金を追加するなど所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ2億2,503万6千円を増額し、42億6,159万円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上